



子育て支援

問 保健推進課 ☎28-6054

母子健康手帳の交付

保健センターにて母子健康手帳を交付しています。その際、妊娠の届出が必要です。

母子健康手帳は、妊娠中の健康の記録、子どもの健康状態や発育状況を記録します。大切に保管しましょう。

交付されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 妊婦一般健康診査受診票 新生児聴覚検査受診票 パンフレット 	など
---------	---	----

妊娠中に転入された人

妊婦一般健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票

転入前のものは使用できません。
四国中央市のものと差し替えますので
四国中央市保健センター、保健推進課 川之江・土居窓口へ
お越しください。

妊婦健康診査・新生児聴覚検査の助成

妊婦健康診査、新生児聴覚検査の一部公費負担を行っています。

母子健康手帳発行時に受診票を交付します。

交付された受診票を四国中央市が委託している医療機関に提出すると妊婦健康診査費、新生児聴覚検査費の一部が助成されます。受診票は県内の医療機関と助産院のほか県外一部医療機関にて使用できます。

里帰り出産等の理由で県外の医療機関(県外一部医療機関を除く)にて受診された方についても、健診費用の一部を助成金として還付します。ただし、保健センターにて申請が必要です。申請期間は、最後に妊婦一般健康診査を受診した日または出産した日から6か月以内です。

妊婦歯科個別健康診査

妊娠期間中に1回、歯科健診を公費負担で受けることができます。母子健康手帳発行時に受診票を交付します。受診票は四国中央市が委託している歯科医療機関にて使用できます。

ママパパ学級

市内在住の初産婦とその夫を対象に、ママパパ学級を実施しています。安心して出産を迎えられるよう、役立つ情報をお伝えします。

予約制になっていますので、広報で日程を確認のうえ、保健センターまでお申し込みください。

特定不妊治療費助成

特定不妊治療を実施している夫婦の経済的負担を軽減するため、その治療費の一部を助成しています。対象は愛媛県の特定不妊治療費助成対象と認められた四国中央市の住民で、1回あたり5万円を限度に助成します。保健センターで申請が必要です。

赤ちゃんが生まれたら

紙のまちの子育て応援乳児紙おむつ支給事業

大王製紙(株)・ユニチャーム(株)のご協力を得て実施しています。

市内に住民票があり、かつ居住している1歳未満のお子さんがいる保護者に対して、紙おむつの引換券を交付しています。引換券は市内の取扱登録店で対象商品と引き換えてご利用ください。

次ページに続く

子育て支援

〈 広告 〉



お食い初め膳/2200円(税別)



焼鯛/1500円(税別) 赤飯/500円(税別)



一升餅をご用意できます
満一歳のお誕生日のお祝いに
無料でお名前をお入れできます
一升餅/4800円(税別)

100日のお祝い

お食い初め

思い出に残るお食事を遊食房屋で！

お食い初めは、生まれてきた赤ちゃんが食べることに困らないように、という願いをこめた食を中心にした儀式です。生後三ヶ月頃に行います。遊食房屋では鯛の尾頭付きをはじめ、季節の旬を取り入れた献立をご用意いたします。



焼鯛付きお食い初め膳/3500円(税別)

お祝い・法要・各種ご宴会承ります



遊食房屋 四国中央店

愛媛県四国中央市妻鳥町1601

☎0896-58-6177

■営業時間: 昼/11:00~15:00 (LO14:30)
夜/17:00~23:00 (LO22:00)

出生届提出後、保健センターで交付します。転入の場合も対象となりますので、保健センターにて手続きを行ってください。

こんにちは赤ちゃん訪問

- ▶ **対象者**／新生児・乳児
- ▶ **内容**／市内で出生されたすべてのお子さんを対象に保健師などが訪問し、お子さんの身体測定や育児相談、健診や予防接種の説明をし、安心して子育てができるようにサポートします。

産後ケア事業

家族等から家事、育児等の援助を受けられない方で、心身の不調や育児不安が強い方を対象に、市内の指定の医療機関等で赤ちゃんの世話や育児について具体的に助言・指導を受けることができます。市内に住民票がある生後4か月未満のお子さんとお母さんが対象です。利用には保健センターでの申請が必要です。

妊婦・子どもの相談や教室

育児相談・妊婦相談・電話相談

就学前の乳幼児を対象に、身体測定、保健・栄養・育児相談を行っています。
また、育児相談に合わせて妊婦相談も実施しています。日程等は広報・親子健康カレンダーをご覧ください。

離乳食セミナー(要予約)

- ▶ **内容**／離乳食のすすめ方や工夫などについて学び、参加者同士交流しながら情報交換と調理実習を行います。
- ▶ **対象**／生後5～6か月児の保護者
※試食は保護者のみです。

〈広告〉



広報・親子健康カレンダーなどで日程を確認のうえ、保健センターまでお申し込みください。

乳幼児健康診査

集団健診

市内3会場にて行っています。

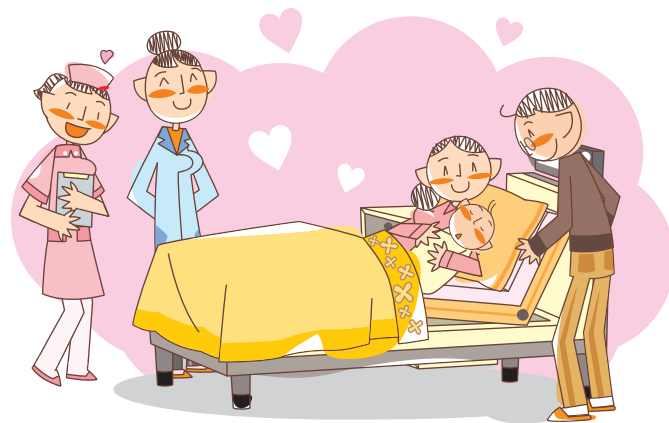
	内容
4か月児健康診査	身体計測・小児科医師による診察・保健指導・栄養相談
1歳6か月児健康診査	身体計測・小児科、歯科医師による診察・保健指導・歯科指導
3歳児健康診査	身体計測・小児科、歯科医師による診察・保健指導・歯科指導

詳細は、広報・親子健康カレンダーをご覧ください。親子健康カレンダーについては四国中央市保健センターで配布しています。

医療機関での個別検診

受診票を使い1歳までの間に2回(6～7か月と10～11か月)、健診を公費負担で受けることができます。受診票は、県内の医療機関および県外一部医療機関で利用できます。

いずれもお子さんの成長・発達を確認するための大切な健診ですので、対象月になりましたら忘れずお越しください。



予防接種

問 保健推進課 ☎28-6054

定期接種は次の内容で実施しています。お子さんに合わせた接種スケジュールは、かかりつけ医と相談して決めましょう。

(令和元年6月1日現在)

対象疾病(ワクチン)	接種回数	対象年齢(公費で受けられる期間)	標準的な接種年齢	接種方法
B型肝炎	3回	1歳未満	生後2か月で開始	個別接種 (委託医療機関での接種)
ヒブ	通常4回	生後2か月～5歳未満	生後2か月で開始	
小児用肺炎球菌	通常4回	生後2か月～5歳未満	生後2か月で開始	
混合接種 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ (DPT-IPV) (DPT)	1期 4回	生後3か月～7歳半未満	生後3か月で開始	
ジフテリア・破傷風(DT)	2期 1回	11歳～13歳未満	11歳	
結核(BCG)	1回	1歳未満	生後5か月～8か月に達するまで	
麻しん風しん混合(MR)	1期 1回	1歳～2歳未満	1歳になったらできるだけ早く	
	2期 1回	保育園・幼稚園の年長児 4/1～翌年3/31まで	年長児になったらできるだけ早く	
水痘(水ぼうそう)	2回	1歳～3歳未満	1歳～1歳3か月で開始	
日本脳炎	1期 3回	生後6か月～7歳半未満	3歳で開始	
	2期 1回	9歳～13歳未満	9歳	
子宮頸がん	3回	12歳(小学6年)になる年度～16歳 (高校1年)になる年度の女子	13歳になる年度(中学1年生の女子)	

※日本脳炎予防接種は、平成17年5月～平成22年3月末まで接種勧奨差し控えの期間となっていたため、その際に接種の機会を逃した方に特例措置がとられております。特定対象者は平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方のうち、20歳未満の方です。詳しくは、保健センターまでお問合せください。

※子宮頸がん予防接種は、現在、積極的な接種勧奨の差し控えは継続していますが、定期接種としてワクチン接種を受けることが可能です。接種についてはかかりつけ医または、保健センターまでお問い合わせください。

○市外で接種したいとき

●愛媛県内の医療機関の場合

愛媛県内の医療機関のうち、「愛媛県広域化協力医療機関」に参加している医療機関では、市内で受けるのと同じように接種を受けることができます。愛媛県広域化協力医療機関であるか不明な場合は、保健センターまたは医療機関へお尋ねください。

●県外の医療機関の場合

県外で接種する場合は、あらかじめ四国中央市保健センターへの申し込み(申請)が必要です。四国中央市への申し込みをせずに接種した場合は、任意接種となり、接種料金の払い戻しや健康被害の救済制度を受けられませんので、ご注意ください。

○任意接種について

任意接種は、保護者の方の希望により行うもので、費用は全額自己負担となります。金額は接種する医療機関へお問い合わせください。接種を希望される方は、かかりつけ医の先生とよく相談をして、効果や副反応について理解したうえで接種しましょう。

■ 四国中央市へ転入された方へ

四国中央市では前住地予防接種券との引き換えを行っています。実施されていない予防接種(対象年齢内のもの)がある場合は、母子健康手帳をもってお近くの保健センターへお越しください。

■ 四国中央市から転出される方へ

四国中央市でもらった予防接種券については、転出後使用することはできません。転入先で母子健康手帳を持参し手続きをしてください。

四国中央市子育て世代包括支援センター

問 子育て世代包括支援センター(保健推進課) ☎28-6054

妊娠・出産・育児に関する **総合相談窓口** です。

子育て世代包括支援センターがOPENしました♪ (平成30年11月開設)

妊娠★出産★子育て中のみなさん ~こんな悩みはありませんか?~



子育て支援機関などと連携しながら **みなさんの子育てを応援します♪**

お気軽にご相談ください

▶ 開設時間 / 8時30分~17時15分(土日祝日、年末年始は除く)
〒799-0497 三島宮川4丁目6番55号 四国中央市保健センター

○子育て世代包括支援センターのご案内

●どんなところ?

妊娠から出産、子育てのさまざまな相談の窓口です。
担当保健師が保護者やご家族の子育てをサポートします。お気軽にご相談ください。

●サポート内容

妊 娠 期: 妊娠の届出の際にお話をうかがい、困りごとや悩みごとがある方は継続的にサポートします。
出産前後: 出産に向けて不安なことがあれば、話をおうかがいします。
その後、赤ちゃん訪問で赤ちゃんの発育や育児、お母さんの健康状態・困りごと等についてお聞きし、必要であれば産後ケアについてご紹介します。
子育て期: 子育てへの不安がある場合は、継続的にサポートします。
また必要時、利用可能なサービスや専門機関をご紹介します。



〈 広告 〉

幼の手羽中

ええとこ鳥はお子様の食育を応援しています。

お母さんご安心ください。子供は汚す事が仕事です。
お父さんお母さんのくつろぎを大事にしています。

えいすくん
ていあちゃん
しょうきくん
ゆうごくん
かなるくん
めいちゃん
りおんちゃん

Kidsが喜び無料のサービスが充実しているので
お子様連れのご家族が増えています。

●座敷席3室 ●ほりごたつ3室 ●カウンター10席(全40席) ●テーブル席は全室TV完備 ●カウンターもTV3台有り。

幼の手羽中 **ええとこ鳥** 場所: 四国中央市金田町金川60-10

TEL: 0896-58-1116 定休日: 月曜日・隔週火曜日

営業時間(平日) OPEN 17:30~(お持ち帰り 16:30~)

CLOSE 23:00 (L.O. フード22:00 ドリンク22:30)

(日曜日) OPEN 16:30~(お持ち帰り 16:30~)

CLOSE 22:00 (L.O. フード21:00 ドリンク21:30)

未来を考え続ける

株式会社 未来予想図A

ノベルティBOXティッシュ・WETティッシュ企画・販売
その他ノベルティ企画・販売

〒799-0111 四国中央市金生町下分222番地26

TEL 0896-56-7708 FAX 0896-56-7709

WEB <http://www.miraiyosouzu-a.co.jp/>

保育・教育施設(保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所)

問 こども課保育幼稚園係 ☎28-6027

入所要件、入所年齢、保育時間は施設によって異なります。

●公立保育園

施設名	入所可能年齢	所在地	電話番号	一時預かり	延長保育
川之江保育園 (R2.4~川之江こども園へ移行)	1歳児~	川之江町1070	28-6270		
金生保育園	1歳児~	金生町下分1653-1	28-6273		
上分保育園	1歳児~	上分町545-1	28-6272		
金田保育園 (R2.4~金田こども園へ移行)	1歳児~	金田町金川203-1	28-6275		
松柏保育園	1歳児~	下柏町389	28-6084		
中曽根保育園	1歳児~	中曽根町1489	28-6083		
西保育園	1歳児~	中之庄町380	28-6086		○
寒川保育園	1歳児~	寒川町1388-3	28-6087	○	
豊岡保育園	1歳児~	豊岡町大町1892-1	28-6088		
小林保育園	1歳児~	土居町小林834	28-6373		
土居保育園	1歳児~	土居町土居1570	28-6372	○	
北保育園	1歳児~	土居町蕪崎712	28-6374		
北野保育園	1歳児~	土居町北野1522	28-6376		

●私立保育園

施設名	入所可能年齢	所在地	電話番号	一時預かり	延長保育
乳児保育所こども村	生後100日~2歳児	金生町山田井107	56-1310	○	
乳児保育所こころ	生後100日~2歳児	川之江町2290	58-1787	○	
妻鳥保育園	1歳児~	妻鳥町573-1	22-3980	○	○
みしま乳児保育園	生後57日~2歳児	中之庄町542	23-1311		○
東保育園	1歳児~	三島朝日1丁目5-29	28-6085	○	○
アンジェリーナ保育園	生後6か月~	土居町上野乙158-1	74-6980	○	

●公立幼稚園

施設名	入所可能年齢	所在地	電話番号	一時預かり	延長保育
川之江幼稚園 (R2.4~川之江こども園へ移行)	3歳児~	川之江町1061	28-6279		
川之江みなみ幼稚園 (R2.4~金田こども園へ移行)	3歳児~	金田町金川201-1	28-6278		
三島東幼稚園	3歳児~	上柏町99	28-6089		
三島南幼稚園	3歳児~	豊岡町大町190	28-6091		

次ページに続く

〈 広告 〉



社会福祉法人関川愛育会
アンジェリーナ保育園

読み・書き・計算・体操・音楽

心をはぐくみます

定員:80名 0歳(6カ月)~6歳
〒799-0721 愛媛県四国中央市土居町上野乙158番地1
TEL:0896-74-6980

施設名	入所可能年齢	所在地	電話番号	一時預かり	延長保育
新宮幼稚園	3歳児～	新宮町新宮460	28-6418		
土居東幼稚園	3歳児～	土居町津根3703-1	28-6364		

●公立認定こども園

施設名	入所可能年齢	所在地	電話番号	一時預かり	延長保育
川之江こども園 (R2.4～開園)	(保育)	川之江町1061-6	28-6270		
	(教育)				
金田こども園 (R2.4～開園)	(保育)	金田町金川203-1	28-6275		
	(教育)				
土居東こども園	(保育)	土居町津根1650	28-6375		
	(教育)				

●私立認定こども園

施設名	入所可能年齢	所在地	電話番号	一時預かり	延長保育
認定こども園 金生幼稚園	(保育)	金生町下分701	58-6510		
	(教育)				
緑ヶ丘 認定こども園	(保育)	金生町山田井350	58-6111		
	(教育)				
認定こども園 三島幼稚園	(保育)	三島宮川3丁目20-4	24-3183		
	(教育)				
愛和認定こども園	(保育)	中之庄町1216	24-3533		
	(教育)				

●地域型保育事業所

施設名	入所可能年齢	所在地	電話番号	一時預かり	延長保育
保育施設しゃぼん玉 (事業所内保育事業所)	生後2か月～2歳	上分町861-20	56-1786		
ひまわりハッピー保育園 (小規模保育施設)	生後4か月～2歳	金生町山田井乙18-1	22-4550		

児童館

施設名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
みしま児童センター	三島中央2-1-18	28-6072	8時30分～17時	日曜、祝日、年末年始

親子で憩える場

問 こども課 子育て企画係 ☎28-6027

概ね0歳から3歳までの子どもがいるお母さんたちが気軽に訪れ、子育てに関する情報交換ができる場として、地域子育て支援拠点事業を実施しています。それぞれの施設には、たくさんのおもちゃや小さな子どもが遊べるスペースのほか、子育てについて相談できる保育士などがいますので気軽にお立ち寄りください。

名称	実施場所	電話番号	開催日
土居おやこ広場	土居こども館(土居町入野178-1)	28-6394	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～16:00
親子ふれあい広場 ふわりん	ふれあい会館(三島中央3-14-31)	23-2526	月～金曜日(祝日を除く) 10:00～15:00
親子のくつろぎスペース にこにこルーム	四国中央ドットコム2F (川之江町1814-5)	58-8726	月～土曜日(祝日を除く) 9:30～15:00
子育て支援センターすくすく	みしま児童センター(三島中央2-1-18)	28-6155	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～15:00
こども村子育て支援センター	乳児保育所こども村(金生町山田井107)	56-1310	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～16:00
子育て支援センターひよこ	みしま乳児保育園(中之庄町542)	28-1512	月～金曜日(祝日を除く) 9:30～16:00

ファミリーサポートセンター

問 四国中央市社会福祉協議会 ☎28-6150

地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織です。ファミリーサポートセンターで行う相互援助活動は、会員相互で、一時的または臨時的に実施する軽易な子育て援助の活動です。

- ①保育所や小学校の開始前または終了後に、児童を預かること。
- ②保育所等の送迎を行うこと。
- ③児童の軽度の傷病、保育所等の休日その他の事由がある場合において、児童を預かること。
- ④その他必要と思われる育児の支援を行うこと。
 - ・児童を預かる場合は、原則として援助会員の自宅で実施します。
 - ・児童の宿泊は行いません。
 - ・通常は1対1での預かりが基本となりますが、兄弟姉妹での利用の場合は、その限りではありません。

援助が必要になったら

- ①依頼会員は、センターのアドバイザーに電話してください。
- ②アドバイザーは、地理的な条件等を勘察し、援助会員に連絡します。
- ③アドバイザーは、援助会員と依頼会員を引き合わせます。
- ④依頼会員は、依頼用務、日時、場所など援助会員と十分に事前に打ち合わせて、子供を預けます。
突発的な依頼については、可能な限り対応しますが、援助会員の調整がつかないことがあります。依頼の申込はできるだけ早めをお願いします。

活動時間	1時間あたりの報酬額
6:00~8:00	800円
8:00~19:00	700円
19:00~21:00	800円

四国中央市子ども若者発達支援センター

問 発達支援課 ☎28-6029

四国中央市子ども若者発達支援センター（愛称「Palette」）は、相談や施設通所により幼児期から就労期までの一貫した支援を行うことを目的とした施設です。



相談員

子どもの発達に関する相談や発達検査のほか、不登校やひきこもりなどの若者の相談も受けています。

対象年齢	30歳代まで
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・発達や発育の悩み ・集団生活や学習の習得に関すること ・児童福祉法に基づく通所支援の利用に関すること ・不登校、ひきこもりなどの相談 ・特性理解のための発達検査など各種検査

相談員	発達支援相談員、公認心理士、保健師、保育士、言語聴覚士、作業療法士、特別支援教育士など
提供時間	月曜～金曜日 8:30～17:15
備 考	費用は無料ですが、事前に電話でご予約ください。 相談内容、個人の秘密は固く守られます。
お問合せ	子ども若者総合相談センター(☎28-6266) 子ども若者発達支援センター内

個別支援計画

お子さんの健やかな成長や発達を見通して、福祉・医療・保健・教育・労働等の関係機関が、本人や保護者の願いや、目標、支援内容・方法などを共有したり役割分担したりして、一貫した適切な支援を考えていくためのツールです。

本人に対する周囲の共通認識や支援が必要だと考えられる場合や、就学・進学・就職時などに支援を引き継いでほしいと思う時に、保護者(本人)の希望により作ります。作成を希望される場合は、所属の園や学校に申し出てください。

児童発達支援

障がいや発達に特性のある就学前のお子さんの基本的な生活習慣の自立を促したり、集団生活への適応力を育てたりする福祉サービスです。

Paletteでは、親子で参加する「小集団療育」と、保護者の送迎によりお子さんだけで受ける「個別療育」を行っています。

対象年齢	未就学の児童(幼児)
職 員	保育士、言語聴覚士、作業療法士
提供時間	月曜～金曜日 8:30～17:15
お問合せ	児童発達支援センター(☎28-6026) 子ども若者発達支援センター内

放課後等デイサービス

障がいや発達に特性のある学齢期のお子さんを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所を提供し、生活能力の向上、集団生活への適応力を育てるための福祉サービスです。

Paletteでは、学校からPaletteへの送迎(長期休暇中は保護者の送迎)により、複数人で受ける「小集団療育」と、保護者の送迎または本人の通所により、お子さんだけで受ける「個別療育」を行っています。

対象年齢	就学している高校生までの児童・生徒 (小集団療育は小学生まで)
職 員	児童指導員、指導員、言語聴覚士、作業療法士
提供時間	月曜～土曜日 8:30～18:05(土曜日は東部子どもホームの個別療育を17:15まで提供)
お問合せ	東部子どもホーム(☎28-6026) 子ども若者発達支援センター内 西部子どもホーム(☎28-6395) 土居こども館内



子育て支援

一時預かり

問 各実施施設 ※P89保育施設一覧参照

保護者の就労や疾病、出産、看護、冠婚葬祭などで、一時的に家庭で保育が困難な場合に、保育施設でお子さまをお預かりするサービスです。

対象年齢

満1歳～就学前(妻島保育園は4歳児～就学前)
※1人で歩行ができ、離乳食が完了していること。

実施施設

寒川保育園、土居保育園、乳児保育所こども村、乳児保育所こころ、妻島保育園、東保育園(1歳児～)、アンジェリーナ保育園 ※施設一覧参照

利用時間/月曜日～金曜日 9:00～16:00

(乳児保育所こども村、こころは8:00～)

利用料金/1日 1,500円(市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は減免制度あり。)

申し込み

初めて利用される方は、利用前に登録申請と面談が必要です。各施設に申請書を備えてありますので、お子さまと一緒に各施設へ申し込んでください。

病後児保育

問 こども課 保育幼稚園係 ☎28-6027 病(後)児保育ルーム「エミリア」 ☎23-5925

病(後)児保育ルーム「エミリア」をふじえだファミリークリニック内に開設しています。(委託)

お勤めや急な用事など、ご家庭でお子さまの看護ができない場合、保護者に代わって、看護師・保育士が病気または病気の回復期のお子さまをお預かりして看護保育します。

〈広告〉



THIDA
一般社団法人 ていーだ
自立援助ホームていーだ

相談その他の日常生活上の
援助及び生活指導並びに就業の支援を行い
社会的自立の促進に寄与することを目的とします

愛媛県四国中央市土居町小林18-3
TEL/FAX **0896-74-3538**

入院や、医療を行うものではありませんので、通院で治療を行える程度のお子さまが対象となります。

対象年齢/生後5か月～小学6年生

利用時間/月曜日～金曜日 9:00～17:30

利用料金/1日 2,500円(生活保護受給世帯・市民税非課税世帯は減免制度あり。)

申し込み

・初めて利用される方は、利用前にこども課もしくは「エミリア」にて登録申請を行ってください。なお、登録は年度ごとに必要です。

・利用されるときは、必ず事前に空き状況をご確認ください。

※利用時には医師連絡票等の書類や、着替え、お弁当などの持参物が必要となります。詳細は「エミリア」にお問合せください。

放課後児童クラブ

問 川之江ふれあい交流センター ☎28-6247 みしま児童センター ☎28-6072

昼間、保護者が就労などで家にいない児童の放課後対策として放課後児童クラブを開設しています。クラブを利用するには、保護者が就労しているなどの条件が必要となりますので、詳細は児童センター等へお問い合わせください。

開設時間/下校時～18:00

(土曜、長期休み 8:00～18:00)

※土曜日は市内3ヶ所で集約開設

負担金/月額3,000円(8月のみ6,000円)

※別途毎月1,000円の自主運営費が必要

名称	実施場所	問い合わせ先
川之江小第1児童クラブ	川之江町2370	川之江 ふれあい 交流センター
川之江小第2児童クラブ	川之江町2370	
川之江小第3児童クラブ	川之江町2370	
川之江小第4児童クラブ	川之江町2370	
金生第一小児童クラブ	金生町下分1665	
金生第二小児童クラブ	金生町山田井775	
上分小児童クラブ	上分町800	川之江 ふれあい 交流センター
南小児童クラブ	金田町金川145	
妻島小第1児童クラブ	妻島町1525-1	
妻島小第2児童クラブ	妻島町1525-1	
川滝小児童クラブ	川滝町下山2110	
新宮児童クラブ	新宮町新宮448	
みしま児童センター 児童クラブ	三島中央2-1-18	みしま児童 センター
松柏小児童クラブ	下柏町407	
中曽根小第1児童クラブ	中曽根町1489	
中曽根小第2児童クラブ	中曽根町1477	
中之庄小第1児童クラブ	中之庄町140	
中之庄小第2児童クラブ	中之庄町140	
寒川小児童クラブ	寒川町1814	
豊岡小児童クラブ	豊岡町豊田78-1	
土居小児童クラブ	土居町土居1571-2	
北小児童クラブ	土居町蕪崎1040	
長津小児童クラブ	土居町津根2061	
小富士小児童クラブ	土居町小林667	
関川小児童クラブ	土居町上野911-1	

児童福祉

問 こども課

児童手当・特例給付

➤ 支給対象

中学校卒業まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

※公務員の方は勤務先へ申請してください。

※申請の際には、手続きの対象となる方等の個人番号(マイナンバー)を確認できるものが必要です。

➤ 支給額(月額)

(1) 所得制限限度額を超えない場合(児童手当)

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 10,000円…第1・2子
15,000円…第3子以降

※第3子以降とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降の子どもをいいます。

- ・中学生 10,000円

(2) 所得制限限度額を超える場合(特例給付)

- ・0歳～中学校修了まで 5,000円

※児童が施設入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則としてその施設の設置者や里親などに支給します。

➤ 支給時期/6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

➤ 受付窓口/市民窓口センターまたは各窓口センター

■ 次の場合は15日以内に申請してください

児童手当及び特例給付(以下、児童手当等と表記)は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。ただし、出生や転入などの異動日が月末に近い場合は、**異動日の翌日から15日以内**に申請すれば、異動日の翌月から児童手当等が支給されます。第2子以降の出生についても同様の扱いです。手続きが遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

① 第1子が生まれたとき

出生により新たに支給資格が生じた場合は、「認定請求書」の提出が必要です。出生日の翌日から15日以内に、受付窓口(公務員は勤務先)に申請してください。

② 第2子以降の出生などにより、手当の支給となる児童が増えるとき

手当額が増額する事由が発生した日(出生日)の翌日から15日以内に申請が必要です。

③ 他市町村から転入したとき

前住所地を転出した日(転出予定日)の翌日から15日以内に申請が必要です。

④ 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

公務員は勤務先から児童手当が支給されます。公務員になったときは受付窓口、公務員でなくなったときは勤務先に、事由が発生した日の翌日から15日以内に申請が必要です。

■ 次の場合は届出が必要です

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき(減額になるとき)
- ② 受給者が児童と別居した、または別居している児童の住所が変わったとき
- ③ 受給者または児童の名前が変わったとき
- ④ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けたとき
- ⑤ 受給者、配偶者、児童いずれかの個人番号(マイナンバー)が変わったとき

■ 毎年6月に「現況届」の提出が必要です

現況届とは、児童手当等を継続して受給する資格があるかを確認するために、6月1日現在の状況(児童の監護・養育、生計同一関係など)を届け出ていただくものです。また、給付区分(児童手当・特例給付)の見直しを行うため、児童手当等の受給者及び配偶者の前年の所得を併せて確認します。

現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方に対して支給される手当です。

申請の際には、手続きの対象となる方の個人番号(マイナンバー)を確認できるものが必要です。

➤ 受給要件

手当を受けることができる方は、次の①～⑨の条件に該当する児童(18歳到達後の最初の3月31日までの者)を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、母または父に代わってその子どもを養育(その子どもと同居して監護し、生計を維持すること)している養育者です。

- ① 離婚: 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ② 死亡: 父又は母が死亡した児童
- ③ 障がい: 父又は母が重度の障がいの状態にある児童
- ④ 生死不明: 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 遺棄: 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ DV保護命令: 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 拘禁: 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 未婚: 母が婚姻(事実婚を含む)によらないで懐胎した児童
- ⑨ 棄児等: 父母ともに不明である児童

➤ 支給額(月額)

手当額は所得に応じて決定されます。

また、全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます。



子育て支援

次ページに続く

令和元年4月からの手当額は次の通りです。

全部支給の場合	42,910円
一部支給の場合	10,120円 から 42,900円

なお、児童が2人の場合は5,070円から10,140円が、3人以降の児童には児童1人につき3,040円から6,070円が所得に応じて加算されます。

特別児童扶養手当

身体や精神に一定以上の障がいのある20未満の子どもを養育している方に対して支給される手当です。

申請の際には、手続きの対象となる方の個人番号(マイナンバー)を確認できるものが必要です。

■ 手当の月額(令和元年4月現在)

1級(重度障がい者):52,200円

2級(中度障がい者):34,770円

■ 所得制限

この手当を受給するには所得の制限があります。

手当の受給者は、毎年所得状況届の提出が必要です。

■ 申請先

こども課または各福祉窓口

災害遺児福祉手当

災害遺児福祉手当は、交通災害、労働災害及び天災等による遺児の保護者に対して支給される手当です。

災害遺児福祉手当には、愛媛県から支給される「県災害遺児福祉手当」と四国中央市から支給される「市災害遺児福祉手当」があります。

■ 手当の月額

県災害遺児福祉手当…児童1人につき3,000円

市災害遺児福祉手当

・第1子及び第2子…児童1人につき2,000円

・第3子以降…児童1人につき1,000円

■ 所得制限

県災害遺児福祉手当…所得制限はありません

市災害遺児福祉手当…所得の制限があります

■ 申請先

こども課または各福祉窓口

ひとり親家庭自立支援制度

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために実施している支援制度です。

制度利用には事前相談が必要ですので、母子・父子自立支援員にご相談ください。

■ 高等職業訓練促進給付金制度

母子家庭の母及び父子家庭の父の資格取得を促進することによって生活基盤の安定を図るため、専門的な資格の取得を目指して1年以上の専門学校等に通う場合に、生活費相当額を助成する制度です。また、高等職業訓練促進資金について無利子で貸付を受けることができます。

給付金を受けるには、入学前に事前相談が必要となります。給付金の額や手続き等、詳しい内容については母子・父子自立支援員にご相談ください。

▶ 対象となる資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、調理師、美容師など

▶ 支給額

区分	訓練促進給付金(*1)	修了支援給付金
市民税非課税世帯	月額100,000円	50,000円
市民税課税世帯	月額 70,500円	25,000円

(*1)養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、支給月額に40,000円を加算

■ 自立支援教育訓練給付金制度

母子家庭の母及び父子家庭の父が主体的に能力開発に取り組むことを支援することによって自立の促進を図るため、就職に必要な教育訓練を受ける費用の一部を支給する制度です。厚生労働大臣が指定する講座等が対象となりますが、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格について確認が必要となります。

給付金を受けるには事前相談が必要となりますので、給付金の額や手続き等、詳しい内容については母子・父子自立支援員にご相談ください。

▶ 支給額

講座の受講費用の60%に相当する額(上限は20万円で1万2千円以下は支給されません)

※雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座のうち、専門資格の取得をめざすものについては、条件により該当する場合があります。

ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金制度

高等学校を卒業していない母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童が、学び直しにより自立や生活の安定を図るため高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、受講費用の一部を助成する制度です。

受給対象者は、高等学校等就学支援金制度の支給対象者ではない方で、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められるなどの要件に該当する方となります。

申請には事前相談が必要となりますので、給付金の額や手続き等、詳しい内容については母子・父子自立支援員にご相談ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母及び父子家庭の父(20歳未満のお子さんを扶養している配偶者のいない方)や父母のいない20歳未満の子及び寡婦の方が、経済的に自立した生活を目指すために、就学支度資金、修学資金、修業資金、生活資金、事業資金などを低利又は無利子で借りられる制度です。

資金の種類により必要書類が異なりますので、母子・父子自立支援員にご相談ください。